

## 監査事務の概要

### 1 監査とは

監査とは、監査委員が監査計画に基づき、市の財務に関する事務の執行等について公正不偏の立場から監査するものです。監査委員は、市長の指揮監督から職務上独立した機関です。

本市では、識見を有するものから選出された委員2人と議会から選出された議会選出委員2人の4人の監査委員がおります。識見を有するものから選出された委員2人のうち1人が代表監査委員（常勤）となっています。

識見委員 大 貫 勲 （代表監査委員・常勤）

識見委員 坪 井 廣 行（非常勤・弁護士）

議選委員 稲 垣 稔 （非常勤）

議選委員 関 山 由紀江（非常勤）

### 2 組 織

監査委員の補助機関として監査委員事務局が置かれています。

### 3 監査の種類

#### (1) 定期監査（財務監査）

財務に関する事務の執行について適正性、効率性の観点から監査します。

#### (2) 随時監査

##### ア 事務監査

事務の執行について適法性、妥当性の観点だけでなく、経済性・効率性・有効性の観点から監査します。本市では年1回テーマを定めて実施しています。

##### イ 工事監査

工事に係る財務事務及び工事技術の監査です。本市では、技術士法に定める法人又は専門的な知識を有する技術者を擁する法人に調査を委託し、その結果に基づき監査を実施しています。

##### ウ 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている団体等に対して監査を実施しています。主なものは次のとおりです。

##### (ア) 出資団体監査

市が当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の当該出資金に係る出納その他の事務の執行について監査します。

(イ) 財政援助団体監査

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体等の当該補助金等に係る出納その他の事務の執行について監査します。

(ウ) 公の施設の指定管理者監査

市が公の施設を管理することについて指定している団体の、施設の管理に係る出納その他の事務の執行について監査します。

(3) 出納検査

会計管理者が保管する現金及び預金を毎月検査します。

(4) 決算審査

市長は、会計管理者から決算書その他付属書類の提出があったときは、内部審査を行った上でこれを監査委員の審査に付さなければなりません。監査委員は、決算書等が法令に規定された様式により作成されているか、記載金額等が関係帳簿及び証拠書類の金額と一致しているかどうか等について審査します。

(5) 健全化判断比率等の審査

市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付さなければなりません。監査委員は、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるかどうか等について審査します。

(6) 住民監査請求監査等

市民、市長、議会から監査の請求及び要求があったときに監査を実施します。

4 監査の結果及び監査の結果に基づく措置の公表

監査委員は、監査を行ったときは、監査の結果を議長及び市長に報告するとともに、市揭示場へ掲示して公表します。

また、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったときは、これを公表します。

お問い合わせは、監査委員事務局へ

電話 042-769-8291

Eメール kansa@city.sagamihara.kanagawa.jp